

多度津町公告第 35 号

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、多度津町契約規則（平成 17 年多度津町規則第 23 号。以下「規則」という。）第 7 条及び多度津町制限付一般競争入札事務取扱要綱（平成 27 年要綱第 43 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 10 日

多度津町長 丸尾 幸雄



第 1 入札に付する事項

- 1 工 事 名 令和 8 年度 堀江第 2 排水区雨水排水渠築造工事（4 工区）
- 2 施 工 場 所 多度津町 幸町
- 3 工事の概要 別表 1 参照
- 4 工 期 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 予 定 価 格 設定する
- 6 最低制限価格 設定する

第 2 入札に参加する者に必要な資格等

1 入札参加資格を有する者

この入札に参加する者に必要な資格は、単体企業であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札者決定の日までの間に、多度津町建設工事指名停止等措置要領（平成 17 年多度津町要領第 5 号。以下「措置要領」という。）による指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、多度津町の入札参加資格審査を受けた者
- イ 民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定したものに限る。）を受けた後に、多度津町の入札参加資格審査を受けた者
- (5) 香川県内に法第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」という。）を有すること。
- (6) 多度津町の令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、かつ、多度津町建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで土木一式工事のA等級の格付けを受けている者であること。
- (7) 国の機関又は地方公共団体が法の規定に基づき発注した土木一式工事の元請工事で、請負金額が1件につき5,000万円以上の施工実績（平成26年4月1日以降に工事が完成し、引渡しの完了したものに限る。以下同じ。）があること。
- (8) 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（土木一式工事に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者（申請書の提出の日において当該入札参加資格確認申請者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）で、国の機関又は地方公共団体が法の規定に基づき発注した土木一式工事の元請業者の監理技術者、主任技術者又は担当技術者（当該土木一式工事に係るものに限る。）として工期（工期の終期は工事竣工年月日とする。）の2分の1以上の従事経験がある者を当該入札に付する工事に専任で配置できること。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、令和8年9月24日までに、入札参加資格確認申請書（要綱様式第1号。以下「申請書」という。）並びに要綱様式第2号及び第3号による入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。
- (2) 申請書及び資料は、持参により1部提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和8年9月30日までに入札参加資格確認通知書（要綱様式第4号）をもって通知する。
- (4) 資料に記載すべき事項
 - ア 1の(7)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績
 - イ 1の(8)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の従事経験

※監理技術者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されており、その写しを添付する場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付する必要はない。
- (5) 申請書及び資料の受付
 - ア 受付期間 令和8年9月11日から同年9月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。
 - イ 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ウ 受付場所 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
多度津町役場2階 総務課
- (6) その他
 - ア 申請書及び資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和8年10月5日まで（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）に、2の(5)のイの時間に2の(5)のウの場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の説明を求めたものに対する回答は、令和8年10月12日までに書面にて行う。なお、この入札は、この手続きが完了したことを確認して行うものとする。

4 設計図書の貸出等

(1) 設計図書の貸出

ア 貸出方法 入札参加希望者に、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を電子媒体により貸し出すものとする。

イ 貸出期間 令和8年9月11日から入札当日まで。

ウ 貸出時間及び場所 2の(5)のイの時間及び2の(5)のウの場所

(2) 設計図書の質疑

ア 設計図書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参またはFAX（0877-33-2550※FAXの場合は必ず事前に連絡すること。）により提出するものとする。

① 提出期間 令和8年9月14日から同年10月1日まで。

② 提出時間及び場所 2の(5)のイの時間及び2の(5)のウの場所

イ 質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。なお、希望する者に対しては回答を記載した書面の写しの交付を行うものとする。

① 閲覧期間 令和8年10月6日から同年10月12日まで。

② 閲覧時間及び場所 2の(5)のイの時間及び2の(5)のウの

場所

第3 入札及び開札等

- 1 日時 令和8年10月13日（火曜日）9時30分から（9時受付開始）
- 2 場所 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
多度津町地域交流センター ルーム1
- 3 入札書の提出方法 持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。
- 4 入札執行回数は3回までとし、初回の入札で落札者がいない場合は引き続き再度の入札を行うが、これに係る工事費内訳書の提出は不要とする。

第4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第5 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は免除する。
- 2 契約保証金 規則第33条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、規則第34条各号に掲げる場合においては免除する場合がある。

第6 工事費内訳書の提出

- 1 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出するものとする。（1回目のみ提出。2回目以降の提出は不要。）
- 2 入札書の金額と工事費内訳書の内容が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書に記名押印のない場

合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、入札に参加できない。

3 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。

4 提出された工事費内訳書は、返却しない。

第7 入札の無効等

1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者のうち、入札までの間において第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。

2 入札者は、入札に先立って入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。提出しない者は入札に参加することができない。

3 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び多度津町競争入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

4 2回目の入札前に、初回入札での最低入札額を発表することとし、当該最低入札額以上の入札は失格とする。3回目も同様とする。

5 規則第20条に規定する事項に該当する入札は無効となり、失格扱いとする。

第8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

第 9 契約の締結

- 1 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第 2 の 1 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- 2 当該請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多度津町条例第 7 号）第 2 条の規定により、多度津町議会の議決を要するので、多度津町議会で本請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。
- 3 多度津町は、多度津町議会で議決が得られなかった場合又は第 9 の 1 において当該請負契約を締結しない場合は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。
- 4 規則及び多度津町工事請負契約約款（平成 17 年告示第 38 号）に基づき契約を締結する。

第 10 支払い条件

- 1 前金払は、前金払の保証契約締結に基づき、希望により契約金額の 10 分の 4 以内の額を支払う。
- 2 中間前金払は、前項の規定による前金払の支払を受けた後、希望により契約金額の 10 分の 2 以内の額を支払う。

第 11 その他

- 1 申請書等に虚偽の記載をした場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。
- 2 落札者は、要綱様式第 3 号に記載した配置予定技術者を現場に専任で配置する技術者に選任すること。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合のほかは、資料提出後の当該技術者の変更は認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、第 2 の 1 の（8）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

3 問合せ先

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町総務課管財契約係

電話 (0877) 33-1110

別表 1

工 事 概 要
・ボックスカルバート (1600×700) 布設工 L=92.11m